

# 第1回 甲賀市議会定例会

第1回甲賀市議会定例会が2月24日から3月26日までの期間で開催されました。市が提案し、審議、可決された主な議題は次のとおりです。

## ■平成27年度予算

2〜7ページに掲載

## ■委員の任命(敬称略)

人権擁護委員 殿城 和美  
福井世津子

## ■条例の制定

- 甲賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- 甲賀市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る職員及び運営に関する基準を定める条例
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 甲賀市行政手続条例の一部を改正する条例
- 甲賀市税条例の一部を改正する条例
- 甲賀市手数料条例の一部を改正する条例
- 甲賀市地域総合センター条例の一部を改正する条例
- 甲賀市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

## ■平成26年度補正予算

- 平成26年度甲賀市一般会計補正予算(第7号)
- 平成26年度甲賀市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 平成26年度甲賀市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 平成26年度甲賀市介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 平成26年度甲賀市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 平成26年度甲賀市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 平成26年度甲賀市病院事業会計補正予算(第4号)

## ■指定管理者の指定

- 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(7施設)

平成27年度から

# 介護保険料が月額基準額

# 5,070円に

介護保険制度は、介護が必要となった方が安心して介護サービスが利用できるように、社会全体で支えあう制度です。

制度を支える介護保険料は、高齢化の進展や利用者数の増加、施設整備等の必要性など実情に応じた介護サービスが提供できるように、3年ごとに見直すことになっています。

平成27年度(平成29年度第6期)の介護保険料の月額基準額は5,070円になります。また、保険料を決定する所得段階の区分を、11段階から12段階に変更しました。

国の標準段階区分の変更により、今までの第1段階と第2段階を一つの段階に統合しました。

さらに、所得に応じた公平な保険料負担をいただくために、今まで段階内で所得の幅が広がった第10段階と第11段階をそれぞれ二つの段階に分けました。

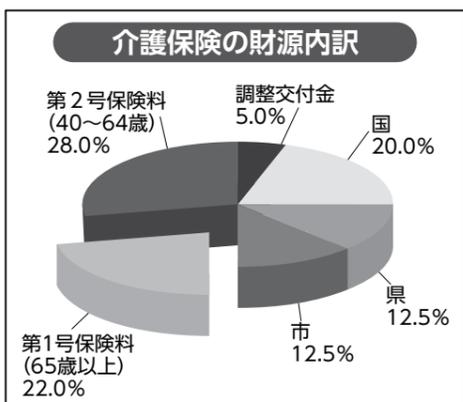
今年度の被保険者(65歳以上の方)の介護保険料は、昨年の所得が確定した後、7月初旬にお知らせします。

第5期(平成24年~平成26年度)	月額基準額	4,200円
第6期(平成27年~平成29年度)	月額基準額	5,070円

## 平成27年~平成29年度(第6期)の介護保険料

段階	対象者	月額保険料額
第1段階	世帯非課税 生活保護受給者または老齢福祉年金受給者であって本人および世帯全員が市民税非課税の人 本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の人	2,433円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円を超えて120万円以下の人	3,194円
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が120万円を超える人	3,802円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の人	4,410円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円を超える人	5,070円(基準額)
第6段階	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	5,729円
第7段階	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	6,337円
第8段階	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	7,605円
第9段階	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	8,872円
第10段階	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	10,140円
第11段階	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上1000万円未満の人	11,407円
第12段階	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が1000万円以上の人	12,675円

## 保険料が変わる理由



問い合わせ  
長寿福祉課 介護保険係  
☎65-0698 / ☎63-4085

## 甲賀市自治基本条例に関する骨子案が市長に答申されました

3月20日に自治基本条例策定委員会から(仮称)甲賀市自治基本条例骨子案が市長に答申されました。平成25年7月から、21回にわたり議論を積み重ね、平成27年3月の委員会において、骨子案がとりまとめられました。

今後、市では、策定委員会から答申された骨子案を尊重し、条例素案を作成します。その後タウンミーティングやパブリックコメントを実施した上で、条例案として議会へ提案する予定です。

▼市長に骨子案を手渡す自治基本条例策定委員会



## 「忍者」ゆかりの自治体が手を結び「(仮称)日本忍者協議会設立準備会」を発足

地域経済の活性化を図ることを目的とした(仮称)日本忍者協議会設立に向けた準備会がこのほど発足しました。

この協議会は、2020年の東京オリンピック・パラリンピック等を見据えた観光戦略の一翼を「忍者」が担うものとして、国や自治体、民間団体が全国的なネットワークの下で連携し、情報発信や「忍者の日」、「忍者フェスティバル」などのイベントの開催に取り組むことにより、国内外から観光客の誘客を図るものです。

甲賀市も日本を代表する忍者発祥の地として、全国の「忍者」ゆかりの自治体と連携し、さまざまな事業に参画していきます。



3月8日に東京で実施された設立準備会記者会見の様子

### ■介護保険サービス利用者の増加

高齢化に伴い、介護保険サービスを利用する人(要支援・要介護認定者)が、今後も増えると予測されています。

### ■在宅・施設サービスの施設整備

サービス利用の増加や施設待機者の状況から平成27年度からの3年間に施設整備を予定しています。具体的には施設サービスとして、特別養護老人ホームの整備を予定しています。

併せて、住み慣れた地域での生活を支えるため、地域密着型サービスとして、グループホームや小規模多機能型居宅介護施設等の整備を進めていきます。

### ■地域区分の見直し

国が定める介護報酬の地域区分が見直しされ、甲賀市は3%から6%加算の区分に移りました。

### ■第1号被保険者の保険料負担率の増加

保険料の負担率は、第1号被保険者(65歳以上の方)と第2号被保険者(40~64歳の方)の人口比率により、国が見直します。

高齢化に伴い、今回の見直しでは、第1号被保険者の負担率が1%増加し、22%になりました。